

GRI「サステナビリティレポートガイドライン 第4版」対照表

「東燃ゼネラルグループ CSRレポート2016」には、GRIサステナビリティレポートガイドライン第4版による標準開示項目の情報が記載されています。

一般標準開示項目		掲載ページ
戦略および分析		
G4-1	組織の持続可能性の関連性と戦略に関する組織の最高意思決定者の声明	P.2-3
G4-2	主要な影響、リスクと機会の説明	P.2-3、36-37
組織プロフィール		
G4-3	組織の名称	編集方針、P.16
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	P.12-16
G4-5	組織の本社の所在地	P.16
G4-6	組織が事業展開している国の数、および特に関連のある国の名称	P.16
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態	P.16
G4-8	参入市場	P.12-16
G4-9	組織の規模	P.16-17
G4-10	雇用の内訳	P.16、57
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	—
G4-12	組織のサプライチェーン	P.7-9
G4-13	報告期間中に発生した重大な変更	該当なし
G4-14	予防的アプローチや予防原則への取り組み	P.36-37
G4-15	経済、環境、社会憲章、原則、その他のイニシアティブへの署名または支持	P.51
G4-16	団体や国内外の提言機関における会員資格	—
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー		
G4-17	組織の連結対象であるすべての事業体および報告対象からの除外	編集方針、P.16
G4-18	報告書の内容および側面のバウンダリーの確定プロセス、「報告内容に関する原則」の適用	P.32-35
G4-19	特定したすべてのマテリアルな側面	—
G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	—
G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	—
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	該当なし
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	該当なし
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24	ステークホルダー・グループの一覧	P.32
G4-25	ステークホルダーの特定および選定基準	P.32
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法	P.32、38-71
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマおよび対応。また提起したステークホルダー	P.38-71
報告プロフィール		
G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	編集方針
G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）	編集方針
G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）	編集方針
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口	編集方針
G4-32	選択した「準拠」のオプション、GRI内容索引、外部保証を受けている場合、参照情報	編集方針
G4-33	報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行	—
ガバナンス		
G4-34	組織のガバナンス構造、経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会	P.24-25
G4-35	最高ガバナンス組織から、経済、環境、社会テーマの権限委譲を行うプロセス	P.32-35
G4-36	役員の経済、環境、社会テーマの責任者への任命、当該責任者が最高ガバナンス組織の直属か否か	P.32-35
G4-37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマの協議プロセス、権限移譲の状況	P.32-35
G4-38	最高ガバナンス組織およびその委員会の構成	P.24-25
G4-39	最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か	P.24-25
G4-40	最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス	P.24-25
G4-41	最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス	P.24-25、28
G4-42	経済、環境、社会影響に関わる組織の諸行動における最高ガバナンス組織と役員との役割	P.32-35
G4-43	経済、環境、社会テーマに関する集会的知見を発展・強化するために講じた対策	—
G4-44	経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス	P.24-25
G4-45	経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメント、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割、ステークホルダーとの協議がこれらを最もサポートするために活用されているか	P.26-29
G4-46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスのレビューで最高ガバナンス組織が負う役割	P.26-29、32-33
G4-47	最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	P.26-29、32-33
G4-48	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行う最高位の委員会または役職	P.33-35
G4-49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	P.24-25、32-35

一般標準開示項目		掲載ページ
G4-50	最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項、および実施した手段	該当なし
G4-51	役員報酬方針、報酬、パフォーマンス基準と経済、環境、社会目的との関係	P.25
G4-52	報酬の決定プロセス	P.25
G4-53	報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか	P.25
G4-54	最高給与受給者の年間報酬総額の全従業員年間報酬総額の中央値に対する比率	—
G4-55	最高給与受給者の年間報酬総額増加率の全従業員の年間報酬総額の中央値の増加率に対する比率	—
倫理と誠実性		
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範	P.4-6
G4-57	倫理的、法的行為や誠実性について助言を与えるために設けてある制度	P.30、57
G4-58	組織の誠実性に関する通報のために設けてある制度	P.30

特定標準開示項目		掲載ページ
マネジメントアプローチ開示		
G4-DMA	側面がマテリアルである理由、判断要因となる影響、組織のマネジメント方法、マネジメント手法の評価	P.32-35、38-39
経済		
経済パフォーマンス		
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	P.17、65
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	—
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—
G4-EC4	政府から受けた財務援助	—
地域での存在感		
G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率 (男女別)	—
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	—
間接的な経済影響		
G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	P.68-71
G4-EC8	著しい間接的な経済影響 (影響の程度を含む)	P.68-71
調達慣行		
G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	—
環境		
原材料		
G4-EN1	使用原材料の重量または量	P.46
G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	—
エネルギー		
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	P.46
G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	—
G4-EN5	エネルギー原単位	P.18-20、48
G4-EN6	エネルギー消費の削減量	P.18-20、48
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	—
水		
G4-EN8	水源別の総取水量	P.46
G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	—
生物多様性		
G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	—
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	—
G4-EN13	保護または復元されている生息地	P.45
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数 これらを絶滅危険性のレベルで分類する	—
大気への排出		
G4-EN15	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量 (スコープ1)	P.46
G4-EN16	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量 (スコープ2)	P.46
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出 (スコープ3)	P.46
G4-EN18	温室効果ガス(GHG)排出原単位	—
G4-EN19	温室効果ガス(GHG)排出量の削減量	P.48
G4-EN20	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	—
G4-EN21	NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出	P.46、48-49

特定標準開示項目		掲載ページ
排水および廃棄物		
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	—
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	P.46、50
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	該当なし
G4-EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	該当なし
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	該当なし
製品およびサービス		
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	—
G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率 (区分別)	—
コンプライアンス		
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	該当なし
輸送・移動		
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	—
環境全般		
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資 (種類別)	—
サプライヤーの環境評価		
G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	P.66
G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響 (現実的、潜在的なもの)、および行った措置	—
環境に関する苦情処理制度		
G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	—
社会		
労働慣行とディーセント・ワーク		
雇用		
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率 (年齢、性別、地域による内訳)	P.58
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付 (主要事業拠点ごと)	P.57-62
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率 (男女別)	P.60-62
労使関係		
G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間 (労働協約で定めているか否かも含む)	—
労働安全衛生		
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	—
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数 (地域別、男女別)	P.40
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	—
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	—
研修および教育		
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間 (男女別、従業員区分別)	—
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P.57-59
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率 (男女別、従業員区分別)	P.58
多様性と機会均等		
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳 (性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	P.57-58
男女同一報酬		
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比 (従業員区分別、主要事業拠点別)	P.58
サプライヤーの労働慣行評価		
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P.66
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響 (現実のもの、潜在的なもの) と実施した措置	—
労働慣行に関する苦情処理制度		
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P.30
人権		
投資		
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	—
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間 (研修を受けた従業員の比率を含む)	P.34-35、57
非差別		
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	—
結社の自由と団体交渉		
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	該当なし

特定標準開示項目		掲載ページ
児童労働		
G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	該当なし
強制労働		
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	該当なし
保安慣行		
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	—
先住民の権利		
G4-HR8	先住民の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	該当なし
人権評価		
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	P.30
サプライヤーの人権評価		
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P.66
G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	—
人権に関する苦情処理制度		
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P.30
社会		
地域コミュニティ		
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	—
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	—
腐敗防止		
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	P.26-31
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P.26-31
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	該当なし
公共政策		
G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	該当なし
反競争的行為		
G4-SO7	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	該当なし
コンプライアンス		
G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	該当なし
サプライヤーの社会への影響評価		
G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	P.66
G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	—
社会への影響に関する苦情処理制度		
G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	P.30
製品責任		
顧客の安全衛生		
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	—
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	P.35
製品およびサービスのラベリング		
G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	—
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	P.54-55
マーケティング・コミュニケーション		
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	該当なし
G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし
顧客プライバシー		
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	—
コンプライアンス		
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	該当なし

環境省「環境報告ガイドライン2012年版」対照表

指標	掲載ページ
1. 報告にあたっての基本的要件	—
(1) 対象組織の範囲・対象期間	P.0-1、16
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	P.0-1
(3) 報告方針	P.0-1
(4) 公表媒体の方針等	P.0-1
2. 経営責任者の緒言	P.2-3
3. 環境報告の概要	—
(1) 環境配慮経営等の概要	P.32-35、38-39
(2) KPIの時系列一覧	—
(3) 個別の環境課題に関する対応総括	P.32-35
4. マテリアルバランス	P.46

「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	
(1) 環境配慮の方針	P.44
(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	P.44
2. 組織体制及びガバナンスの状況	
(1) 環境配慮経営の組織体制等	P.24-25、32-33、38-39
(2) 環境リスクマネジメント体制	P.36-37
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	P.46-47
3. ステークホルダーへの対応の状況	
(1) ステークホルダーへの対応	P.32、46-47、64
(2) 環境に関する社会貢献活動等	P.68-71
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	
(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	—
(2) グリーン購入・調達	P.51
(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	P.14
(4) 環境関連の新技术・研究開発	P.18-20、48-49
(5) 環境に配慮した輸送	P.7-9、66-67
(6) 環境に配慮した資源・不動産開発/投資等	—
(7) 環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル	P.50

「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	
1. 資源・エネルギーの投入状況	
(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	P.18-20、46-48
(2) 総物質投入量及びその低減対策	P.46
(3) 水資源投入量及びその低減対策	P.46
2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）	P.50
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	
(1) 総製品生産量又は総商品販売量等	P.46
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	P.46、48
(3) 総排水量及びその低減対策	—
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	P.48-49、52-53
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	P.50-53
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	P.50
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	P.50-53
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	P.45

「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況	
(1) 事業者における経済的側面の状況	—
(2) 社会における経済的側面の状況	—
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	
組織統治等	P.24-37
人権	P.27、34-35、57
労働慣行	P.21-23、40-43、57-63
消費者保護・製品安全	P.54-56
地域・社会	P.68-71

その他の記載事項等	
1. 後発事象等	
(1) 後発事象	該当なし
(2) 臨時的事象	該当なし
2. 環境情報の第三者審査等	—

東燃ゼネラルグループ「CSRレポート2016」記載のGRI「サステナビリティレポートガイドライン 第4版」対照表、ならびに環境省「環境報告ガイドライン2012年版」対照表における、各指標の「掲載ページ」欄の記述について、当事務所は第三者チェックを実施しました。

第三者チェックの結果、当事務所は「掲載ページ」欄の記述が適切になされていることを確認しました。



株式会社サステナビリティ会計事務所 代表取締役

福島 隆史

第三者意見



上智大学経済学部教授

上妻 義直

環境省「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」委員長をはじめ、環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣府、日本公認会計士協会等のCSR・環境関係の審議会、検討会・研究会等で座長・委員等を歴任。

1. グループ理念の体系化

今年度は、会社の基本的なビジョンや方向性を示す「グループ理念」がまとめられて、明示的に体系化されました。これにより、東燃ゼネラルグループのCSRマネジメントは、事業活動との一体性をさらに増して、システマティックな活動の推進体制が確立されることになりました。今後の効率的なCSR活動の枠組み作りに直結する成果として高く評価したいと思います。

これまで、会社の方向性を、良き企業市民、安全・企業倫理の重視、インテグリティ(正直・誠実)といった組織の価値観にもとづいて、事業活動は経営委員会が、CSR活動はCSR推進会議が、それぞれ決定していました。また、その実行体制を、OIMS、SMC、CIMS、SBC、DOAGといった機能的な経営管理・内部統制システムが、血脈になって支えてきたのです。しかし、グループの一体感や健全な組織風土を醸成し、会社の長期的な成長を促して企業価値を高めるためには、従業員の精神的支柱となる「グループ理念」の存在が不可欠であったように思います。

本年8月31日にJXホールディングスとの経営統合が報じられましたが、新しい組織になっても、この優れた「グループ理念」が受け継がれることを期待します。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

2015年6月に「コーポレートガバナンス・コード」(以下「コード」)が適用開始されたことを受けて、東燃ゼネラルグループは、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定・公開しました。「コード」は上場会社に共通する標準的な企業統治の行動規範であり、その趣旨を履行するためにベストな方法の選択については、“comply or explain”原則の適用を条件として、会社に裁量権が認められています。そのため、あらかじめ自社方針を定めておくことは、高品質な企業統治を実現する上で、きわめて有効な手段です。

また、「コード」によるコーポレート・ガバナンスの現況点検もすでに行われており、方針はあるが未対応の1補充原則については、対応を検討中である旨の説明が行われています。いずれも適切な措置として評価します。

3. 健康経営銘柄の連続選定

東燃ゼネラル石油は、2016年1月に、経済産業省、東京証券取引所より、2年連続で「健康経営銘柄」に選定されました。選定企業となれるのは、国内上場会社3,605社の中でもわずか25社に過ぎず、その栄誉に連年で輝いたのは14社だけでした。「安全」「健康」「環境」を重要な価値観とする東燃ゼネラルグループでは、これまでも健康経営に対してトップの強い関与があり、強力な実施体制が整備されてきました。また、2015年度はグループ従業員を対象とするアンケートでグループの健康度を「見える化」する試みが行われ、その分析結果は「東燃ゼネラルグループ健康増進プラン」に活用されるとともに、「健康増進白書」として社内共有されているのです。こうした不断の努力があってこそこの選定であることを忘れてはならないように思います。これも今年度の大きな評価ポイントです。

4. 今後の課題

障がい者雇用率の報告バウンダリが大幅に拡張され、CSR推進会議のディスクロージャー委員会に「非財務情報小委員会」が設置されるなど、過年度の指摘事項は着実に改善が図られています。

しかし、開示情報の一元化・連結ベース化は依然として課題です。ダイバーシティ施策の基礎データとなるべき連結性別従業員数は不明確であり、環境データもグループ全体の環境負荷をどの程度まで補足するのが報告バウンダリからは判断できません。また、従業員関連データはグループ主要3社に留まったままです。これらについて今後も改善が続けられることを期待します。

第三者意見を受けて

当グループのCSRレポートは、2013年より上妻先生から頂戴した第三者意見を反映して継続的に改善してまいりました。昨年、課題としてご指摘いただいた「CSRレポートの管理職能」はCSR推進会議のディスクロージャー委員会に小委員会を設置することで、より強固なCSR推進体制を構築することができました。また「PDCA管理」についても実態の把握が容易にできるような記載の充実に努めました。本CSRレポートを高く評価していただき、厚く御礼申し上げます。また、今回ご指摘いただいた開示情報の一元化・連結ベース化についても真摯に受け止め、今後のCSR推進活動およびCSRレポート作成に活かしてまいります。



東燃ゼネラル石油 執行役員 広報CSR担当
川久保 玲子